

令和6年1月23日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項  
件名等

件 名	規 格	履行場所	履行期限
(1) 島松駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率60%） 仕様書番号1-1	仕様書のとおり	陸上自衛隊 島松駐屯地	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
(2) 島松駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率30%） 仕様書番号1-2			
(3) 島松駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率に係る条件なし） 仕様書番号1-3			

2 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

- ア 1 (1) 令和6年2月16日（金）09時30分  
イ 1 (2) 令和6年2月16日（金）09時50分  
ウ 1 (3) 令和6年2月16日（金）10時10分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年度有効の防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第3条1の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は

同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (7) 入札に参加する者は、1(1)～1(3)のそれぞれの入札に応じた別紙第1「競争参加資格確認書類」、別紙第2「適合証明書」及び別紙第3「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。  
この際、1(3)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。
- (8) 別紙第4「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

#### 4 競争参加資格確認書類等の確認

- (1) 提出方法 持参又は郵送 (FAX不可)
- (2) 提出期限 令和6年2月8日(木) 1700

#### 5 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和6年2月9日までに書面(当初FAX)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%にて応札できる者がいる場合は「仕様書番号1-1(再生可能エネルギー比率60%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書番号1-2(再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書番号1-3(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

#### 6 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 7 入札説明会及び競争入札実施要領

- (1) 入札説明会  
一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。
- (2) 入札実施要領  
ア 1(1)の入札で応札できる者がいる場合  
1(1)の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。  
そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備する。  
イ 1(1)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1(1)の入札で応札できる者がなかった場合  
1(2)の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、

直ちに再度入札を実施する。

そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備する。

ウ 1 (2) の入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (2) の入札で応札できる者がなかった場合

1 (3) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。

そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備する。

エ 入札において、1 (1) の入札案件が落札に至った場合、1 (2) ~ 1 (3) の入札は全て実施しない。

オ 入札において、1 (2) の入札案件が落札に至った場合、1 (3) の入札は実施しない。

## 8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

## 9 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額が判別し難い入札書もしくは入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 第2項(7)に示す事前提出書類を期限までに提出していない者による入札

## 10 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式は、予定総価 (ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)

(2) 入札金額は、契約電力に対する単価 (基本料金単価) 及び使用電力量に対する単価 (電力量料金単価) を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。

(3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

(4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記

載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(6) 入札書には別紙第5「入札金額計算内訳書」を添付すること。

#### 11 契約書の作成

令和6年4月1日(本予算が成立していなければ本予算成立後)遅滞なく作成する。

#### 12 その他

- (1) 郵便入札は、令和6年2月15日(木)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書も送付すること。
- (2) 7(2)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはエ～オ項に該当した入札書に関しては、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
- (3) 入札書に関しては、1(1)～1(3)までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1(1)～1(3)までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。
- (4) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (5) 入札に参加する者は、令和5年度有効の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の写しを入札前までに提出すること。
- (6) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (7) 仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課又は北海道補給処ホームページにおいて配布する。
- (8) 支払いに際し振込手数料が生じる場合は、落札者の負担とする。
- (9) 入札に関する問い合わせ先
  - ア 物品及び仕様等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班(担当:有吉)  
電話 0123-36-8611(内線5291)
  - イ 入札及び契約等に関する事項及び郵便入札の送付先  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:八幡)  
電話 0123-36-8611(内線5225)  
FAX 0123-36-8719(直通)
- (10) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間  
令和6年1月23日～令和6年2月16日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

「〇〇〇〇で使用する電気」に係る入札に関する  
競争参加資格確認書類の提出について

標記について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第3条の1の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けていることまたは電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第2に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第3「特定電源割当計画書」）

（担当者）

所属部署：

氏名：

電話番号：

FAX番号：

## 適合証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

調達会計部長 早瀬 英俊 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素輩出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和4年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数		
----------	--	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には付紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計得点が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

- 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和4年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.500 未満	70
	0.500 以上 0.525 未満	65
	0.525 以上 0.550 未満	60
	0.550 以上 0.575 未満	55
	0.575 以上 0.600 未満	50
	0.600 以上 0.625 未満	45
	0.625 以上 0.650 未満	40
	0.650 以上 0.675 未満	35
	0.675 以上 0.690 未満	30
	0.690 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後、可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 4 その他

- (1) 上記は把握できる最新の状況が令和元年度である場合の例である、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。





## 再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量 (Kwh)
合計 (Kwh)			

## 2 証書による環境価値移転量

(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (Kwh)			

※ 計画作成時において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 入札金額計算内訳書（島松駐屯地で使用する電気）（例）

区分 年月	契約電力 (kW)	力率 (%)	基本料金		電力量料金			合計
			単価 (円)	金額 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	単価 (円)	金額 (円)	
令和6年 4月分	1,214	100						
令和6年 5月分	1,214	100						
令和6年 6月分	1,214	100						
令和6年 7月分	1,214	100						
令和6年 8月分	1,214	100						
令和6年 9月分	1,214	100						
令和6年 10月分	1,214	100						
令和6年 11月分	1,214	100						
令和6年 12月分	1,214	100						
令和7年 1月分	1,214	100						
令和7年 2月分	1,214	100						
令和7年 3月分	1,214	100						
合計								

## 入札者名

- ※1 単価には割引を含む。  
 ※2 本内訳書は、必ず入札書に添付すること。  
 ※3 本様式は一例とし、必要であれば適宜欄を追加する。  
 （平日、休日、昼間、夜間等の区分で単価が異なる場合はそれぞれ区分して記載すること。その際、予定使用電力量を記入すること。）